

## 下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会会議録

議事日程

平成24年3月21日(水曜日)午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 平成24年度運営方針

第5 議案一括上程、提案理由の説明

第6 一般質問

第7 議案審議(質疑、討論、採決)

(1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 議案第 2号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例

(3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

(4) 議案第 4号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

(5) 議案第 5号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(6) 議案第 6号 はまゆり学園建設に要する経費に係る負担金の分賦について

(7) 議案第 7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

(8) 議案第 8号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

(9) 報告第 1号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

(10) 報告第 2号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

(11) 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)

(12) 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（19人）

1番	横垣成年	2番	村川壽司
3番	東健而	4番	中村正志
5番	富岡修	6番	佐々木隆徳
7番	斉藤孝昭	8番	菊池光弘
9番	白井二郎	10番	傳法清孝
11番	千代谷誠	12番	二本柳貞一
13番	相内祥一	14番	平井賢一
15番	菊池隆年	16番	竹内修力
17番	田中岩男	19番	秋田力
21番	半田義秋		

欠席議員（2人）

18番	柴崎伸也	20番	中村勉
-----	------	-----	-----

説明のため出席した者

管理者	宮下順一郎	副管理者	金澤満春
副管理者	飯田浩一	副管理者	太田健一
副管理者	野坂充	副管理者	古川健治
監査委員	小川照久	事務局長	工藤昌志
消防長	吉田市夫	消防本部長 消防本部長 消防本部長	伊勢田孝助
総務課長	笹谷光久	副理事務課長 (副理事務課長)	蛭名俊文
企画財政課長	赤田貴生	副理事務課長 (副理事務課長)	木村茂
出納室長	大橋誠	監査委員局長	石田武男
副理事務課長 (副理事務課長)	柳田諭	消防本部長	若山典夫
消防本部長	山本義隆	消防本部長	平尾和夫
消防署長	佐々木三男	消防本部長	澤田由岐雄
消防署長	木下裕司	消防本部長	木村勝則

東 通  
消 防 署 長

大 久 嘉 範

事務局職員出席者

総 務 課  
総 括 主 幹

伊 藤 泰 成

総 務 課  
課 長 補 佐

山 中 いづみ

総 務 課  
総 務 係 長

長 内 誠

総 務 課  
総 務 係 主 任

工 藤 定 光

## 開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番東健而議員及び13番相内祥一議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 広域行政報告

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。一般廃棄物等処理施設アックス・グリーンにおける施設洗浄水の漏出事故について、議員の皆様にご報告申し上げます。

平成24年2月1日から2日にかけての大雪により、敷地内に堆積していた雪を除排雪していた際に、2月4日午後10時ごろ、液化窒素貯蔵供給設備北側に設置しておりますごみピット底部にたまった施設洗浄水を一時貯留しておく30立方メートルタンクの抜き出し用バルブのタンク側キャップナットがずれ、タンク内に貯留しておりました施設洗浄水約23立方メートルのうち、約8立方メートルが噴出したものでございます。

原因として考えられるのは、タンク付近を除雪した際、バルブ及びそれに接続しておりますホースに堆積した雪を介して当該バルブ及びホースを押ししたと思われ、そのためキャップナットがずれたものと推定されます。

翌5日午後8時ごろ、施設洗浄水が噴出しているのを発見し、ただちに当該キャップナットを締め直し噴出をとめるとともに、汚染されていると思われる雪を取り除き、ピットに投入しております。

2月7日には、青森県の関係部局並びにむつ市民生部へ事故の報告をするとともに、県の指導を受けながら事故の対応策を協議し、まず応急措置として簡易調査手法でありますパケットテストで確認された汚染土壌を取り除いております。

次に、汚染範囲確認のため漏水箇所付近8カ所の土壌分析、汚染深度確認のためのボーリング調査1カ所を実施いたしております。

ボーリング調査につきましては、深度方向に50センチメートル、1メートル、以降は1メートル増すごとに1カ所ずつ土壌のサンプリングを行い、深さ7メートルまで掘削し、計8個の土壌分

析を行っております。

その他といたしまして、漏水箇所付近の今泉川の上、下流2カ所、またボーリングの際、地下約3メートル地点で地下水が確認されておりますので、その地下水の水質分析を行っております。

分析内容といたしましては、汚染範囲確認のための土壌分析は、これまで実施してきた施設洗浄水の分析で汚染のおそれがあると考えられる10項目の土壌溶出試験、ボーリング調査の土壌分析は土壌汚染対策法のすべての項目を対象とする土壌溶出量試験、水質分析につきましては、地下水については土壌汚染対策法の地下水基準のすべての項目、河川水については人の健康の保護に関する環境基準項目のすべての項目を対象として分析を実施いたしております。

分析結果につきましては、まず水質試験につきまして、今泉川から採取した水は、上、下流とも水質に大きな差はなかったことから、施設洗浄水による河川への影響はないものと考えられます。

また、河川水の分析結果は、いずれの項目も環境基準値内となっておりますが、地下水につきましては鉛の溶出量が地下水基準の値1リットル当たり0.01ミリグラムに対し、0.085ミリグラムと超過いたしております。

次に、土壌分析結果についてであります。汚染範囲確認のための分析は、すべて環境基準値以内となっております。

また、深度方向確認のためのボーリング調査の結果は、地表より50センチメートル下の土壌についてのみ鉛の溶出量が溶出基準値1リットル当たり0.01ミリグラムに対し0.11ミリグラムと超過いたしておりますが、他の地点につきましてはいずれも溶出基準値以下となっております。

以上の分析結果を踏まえ、今後の予定といたしましては、汚染範囲確認のための調査地点で囲まれた区域約95平方メートルを、地表より1メートル

下まで土壌を除去した後、良質土で埋め戻しし、除去した土壌に関しましては適切に処分いたすこととしております。

また、観測用井戸を設置し、土壌汚染対策法に準じ地下水のモニタリングを継続していくとともに、飲用水として使用している井戸水について月1回水質分析を行うこととしております。

なお、施設管理運営会社に対しましては、今まで以上に細心の注意を払い作業するよう指導するとともに、漏出事故対策の結果につきましては議員皆様方に随時報告してまいる所存でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(半田義秋) 管理者の広域行政報告に対し、これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) まず、3ページのところに書いております、土壌に関しましては適切に処分いたすということで、この適切に処分というのはどういった中身なのかを教えていただきたいと思っております。

それと、これは施設の方がブルを運転して破損というか、噴出の原因となったのか。そのブルを運転したのは、だれかに委託していて、その委託した業者がこういう原因をつくったのか、そのところをもう少し詳しく教えていただければなと思います。

以上です。

○議長(半田義秋) 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長(蛭名俊文) 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、適切に処理いたすということは、とりあえず処分委託先、今探してございますけれども、目安といたしましてはコンクリートを製造する際に混入する資材の一部として、今系列会社を経由して処分先を探しております。

それから、除雪車の運転手はだれかということ

でございますけれども、これはアックス・グリーン・サービス株式会社の従業員でございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） これコンクリート資材の一部にするというのですが、ここのところをもう少し教えてもらいたいのですが、結局鉛が多く含まれている土壌というのをまたこういうふうにご利用はどういう基準で可能なのかという、そのところをもう少し教えていただければと思います。

それと、こういう範囲を土をとって新しい土に入れかえるということで、この費用は当然この当事者のアックス・グリーン・サービスさんのほうの負担ということになるものかどうか。また、その費用は大体どのくらいというふうな形になっているのか、そこも含めて教えていただければと思います。

○議長（半田義秋） 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長（蛭名俊文） まず、セメントの材料でございますけれども、過去においても溶融スラグ、鉛超過した分も実績としてセメントのほうに使用しております。セメントに使用するといいましても、全体の中のごく一部、量的に少ない。例えば金属物質とか、それから中には粘土とか石灰質とか、そういうようなのは材料入れますので、その代替品として入りますので、量的には少なくとも十分基準値以内ということにおさまるといって、それで処分しております。

費用のことにしましては、まだやっている最中でございますので、これからまず費用は、持つのはアックス・グリーン・サービス株式会社となっております。それから、幾らかかるかということにしましては、まだこれから土壌掘削もありますし、それからこれからもろもろの検査もございますので、幾らかかるかというのは、まだ総体的なのは出ておりません。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ここのタンクに入っているのは、ピットの中に入っている、汚染水ですから、かなりいろんなものがまじっている。このタンク自体は、稼働は問題ないということで最後確認させていただきたいと思います。別にタンク自体は今までどおり使えるのかどうかということです。そこだけ確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長（蛭名俊文） タンクにつきましては、今までどおり使える状態でありませぬ。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 大方の質疑は横垣議員やったので、今後ということで1点質疑させていただきます。

管理者の先ほどの報告では、議員の皆様方に随時報告しますということですが、広域議会は年2回しか開かれませぬので、この随時というのはどんな方法で報告されるのでしょうか。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 議会が次開かれたときには、行政報告、これを継続していきます。そして、また随時ということでございますので、調査結果等が出ましたら、その部分につきましては各議員のほうに文書等、議長のお許しをいただきまして、そのような形でお知らせを続けていきたいと、このように思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで広域行政報告を終わります。

#### 日程第4 平成24年度運営方針

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 平成24年度運営方針を行います。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会の開会に当たり、平成24年度の運営方針を申し述べ、議員各位並びに圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

当事務組合は、構成市町村に共通する事務を共同処理しておりますが、我が国の経済状況は、海外経済の減速や急速な円高の進行、さらには昨年の3月に発生した東日本大震災及び福島原発事故等により、長期的影響が不安視され、先行きの不透明感が更に強まるなど、景気の低迷からなかなか抜け出せない状況が続いており、財政力の弱い本圏域内市町村にあっては、これらの影響のほか、今冬の記録的な豪雪により、以前にも増して厳しい財政運営を強いられていると認識しております。

このような状況にあって、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、従来の事務事業・組織機構の見直し等により、徹底した経費節減を図りながら、広域行政をより一層推進し、重要課題への積極的な対応に努めていかなければならないところであります。

それでは、共同処理しております事務につきまして、その施策を申し上げます。

まず、事務局総務課が所管する「下北地域広域市町村圏計画」関係についてであります。国の「広域行政圏計画策定要綱」が、平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴う本圏域の今後の取り組みについては、今後とも「第5次下北地域広域市町村圏計画」に掲げた将来像実現に向け、実施する事業の具体的年次計画を定めた当事務組合の

「事業実施計画書」を継続して作成し、圏域市町村との連携を一層密にして、圏域発展のため鋭意努力してまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、下北文化会館についてであります。当館は、下北圏域住民の文化活動及び集会・会議等の場の提供、芸術文化の向上及び住民福祉の向上に資することを目的として、これまで多くの皆様にご利用いただいております。

平成24年4月1日から2期目の指定管理者に管理運営を委ねることになりますが、築26年を経過し、施設設備等にかかりの経年劣化が見受けられることから、会館利用者にご不便をかけることのないよう、財政事情を勘案しながら施設の維持管理に万全を期してまいります。

平成23年度においては、むつ市における国の平成22年度補正予算において創設された「地域活性化交付金（きめ細かな交付金等）」を活用し、老朽化の著しい大ホール用の冷房設備に係る「冷却塔設備改修工事」のほか、館内の和式トイレのほとんどを洋式へ取りかえるため「衛生設備改修工事」等を実施し、また、平成24年度は、舞台運営管理に必要な関連機器を改修する「舞台等ITV装置改修工事」、地下機械室内の圧力式自動給水装置を更新する「加圧給水ポンプユニット更新工事」等を予定しております。

なお、指定管理者には、2期目の指定期間5年の最初の年度となりますことから、当館の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、また、その趣旨を尊重され、より一層独創的かつ安定経営を目指した管理運営を強く望むものであります。

また、これまで以上に利便性を向上させ、利用者の増による地域の活性化と文化の振興を目指したいと考えているものであります。指定管理者

においては、音楽分野に長年携わってきた経験や人脈、ノウハウ等を活かした自主事業を多数実施しておりますことから、今後とも、芸術・文化活動等振興のため、多彩な事業を企画実施されるよう期待しております。

次に、はまゆり学園についてであります。昭和44年5月の開園以来、むつ下北地域の知的障害児福祉の向上を目指し、その役割を果たしてまいりました。

近年の少子化や特殊教育の充実及び在宅福祉の充実等、入所児童を取り巻く環境の変化により入所者数は減少傾向にあり、当学園においても定員割れを生じておりますが、新年度は、措置児童3名を含む、新しい入所児童7名を迎える予定となっていることから、適正な人員配置等、支援体制の整備に努めます。

また、平成21年9月、現政権下において将来の廃止を表明していた「障害者自立支援法」に代わるものとして、公平で透明性のある制度設計と少子・高齢化が進む中での安定的で持続可能な運営を目的として、新法の制定に向けて議論が進められております。

それまでのつなぎの緊急措置として「障害者自立支援法」が改正され、平成24年4月1日までに順次施行されることとなっております。

これにより、身体に障害のある児童いわゆる肢体不自由児、知的障害のある児童又は発達障害児を含む精神に障害のある児童の3障害対応を目指しており、現在の「知的障害児施設」の名称が「障害児入所施設」に変更となり、さらに「福祉型障害児入所施設」と医療行為の必要な「医療型障害児入所施設」に区分されます。

こういう状況にあります。当学園においては「福祉型障害児入所施設」として、その役割・機能を十分に果たすべく、入所児支援と短期入所事業による居宅支援サービス体制の充実を図るな

ど、今後も安定かつ質の高い福祉サービスの提供に努めてまいります。

一方、はまゆり学園の老朽化の現状は深刻であり、現在のはまゆり学園建替事業計画を策定中であります。平成23年度は基本構想業務委託を実施して、概略の平面図が既に出ており、平成24年度は建替計画の具体化に向けて、実施設計・外構設計等の業務委託を締結して、平成25年度から平成26年度までで新園舎の建設工事を行います。平成26年秋頃に新園舎への引越しを考えており、その後、平成27年度までに解体・外構工事を終了して完成する予定であります。

また、大きな定員割れの現状を踏まえ、今後の圏域の特別支援学級の人数等の推移を調査し、児童福祉施設として定員を30人と考えており、国の福祉施策の動向等を見極めながら障害児施設の事業運営を如何にすべきか、知的障害児及び医療行為の伴わない軽度の肢体不自由児が入所できるように、入所児や利用者が安心して利用できる快適な設備を整えて、さらに家庭的な雰囲気の施設の建設を目指したいと考えております。

なお、平成24年度は、流出事故が懸念される老朽化した地下貯蔵オイルタンクを廃止し、新規に屋外オイルタンク設置工事を予定しております。

次に、汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」についてであります。平成19年4月1日の供用開始以来、最新の処理技術を用い、住民の日常生活から排出される、し尿及び浄化槽汚泥等の処理が安定的かつ衛生的に行われており、引き続き環境負荷の低減と生活環境の維持向上のため、施設の機能確保と適正な維持管理に努めてまいります。

また、本施設設備の保証期間が平成21年度で終了したことから、今後の安定操業継続のためには、プラントに対する定期的なメンテナンスが一層重要となり、各種設備等の現状を的確に把握の上、



維持補修に要する経費の平準化を図りながら性能維持に努め、今後の施設運転管理業務の効率化を目指して、構成市町村の負担軽減を図るよう努めてまいります。

なお、平成24年度は、破碎機分解組立工事のほか一軸ネジポンプ、反応槽曝気装置、脱水設備、フライトコンベア等の各種メンテナンスに係る分解組立工事を予定しております。

次に、一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」についてであります。本施設は、ダイオキシン類対策に加え、ごみの資源化により環境負荷の低減を図ることを目的として建設した施設であり、平成15年4月1日の供用開始以来、適正な維持管理に努めてまいりました。

しかしながら、過去においては、平成20年10月の酸素製造装置の故障に伴う熔融炉の停止、そして平成21年6月に判明した目標基準値を超えた熔融スラグの販売、また、平成24年2月1日から2日にかけての豪雪により、施設敷地内に堆積した雪を除雪した際に、施設洗浄水を一時的に貯留しておくタンクのキャップナットがずれ、タンク内に貯留していた施設洗浄水が漏れ出すトラブル等が発生したこともあり、施設運転管理会社に施設の安定稼働と性能維持が最重要課題であることをより一層強く認識いただき、今後も施設の安定稼働に向けて鋭意努力してまいります。

また、本施設への廃棄物の適正な搬入・処理方法等について、引き続き構成市町村と連携を密にしながら検討し、施設のより効率的な利用と安定操業に努めてまいります。

次に、広域消防についてであります。近年全国各地で発生する自然災害や人為的災害、さらには高齢者人口の増加に伴い救急出場件数が増加しており、消防に寄せられる地域住民の期待はますます大きくなってまいります。これに応えるため、より一層の広域消防体制の充実を図るとともに、

構成市町村の消防団、婦人消防クラブ等関係団体とのパートナーシップを強めながら、防火・防災意識の高揚に努め、安全で災害に強く安心して住み続けられるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

まず、予防体制についてであります。消防法の改正により、平成20年6月から設置が義務化されました住宅用火災警報器は、火災からの逃げ遅れを防ぐ有効な機器であり、住宅火災による人的被害軽減のため、今後、未設置世帯に対する働きかけを強化し更なる設置徹底に努めてまいります。特に、高齢者等の災害時要援護者に対しては、地域住民の協力を得ながら日常生活に密着した防火指導及び火災予防活動を積極的に推進してまいります。

また、不特定多数の住民が出入りする防火対象物の防火管理体制及び危険物施設の保安体制の指導強化を図るとともに、効率的な立入検査の実施と違反是正の徹底を図ってまいります。

次に、救急体制についてであります。救急出場件数の増加に対応するため、職員の知識、技術の向上に努めるとともに、救急車の適正利用に関する啓発活動を実施してまいります。

また、救命率の向上を図るため、高度な救命処置が行える救急救命士の養成・再教育に積極的に取り組むとともに、自動式体外除細動器の操作方法の普及や普通救命講習を積極的に実施し、一般住民による応急手当が着実に増加していくように努めてまいります。

次に、警防体制についてであります。今回の大震災を踏まえて消防防災体制の一層の充実を図るために、災害に強いまちづくりの実現、災害時における被害軽減等に重点を据えた常備消防はもとより「地域」で組織する消防団、自主防災組織の充実・強化を積極的に進めてまいります。このことから、関係機関と連携して組織化に努め地域

の総合的な防災基盤を確立させるための取り組みを進めてまいります。

また、広域、大規模化する傾向にある自然災害や国民保護法に係る災害及び原子力施設における不測の事態に対応するため、十分な消防体制の確立を図る必要が一段と高まりを見せていることから、これらの災害に対しては、常に国、県並びに構成市町村と情報の共有化を図るとともに、医療機関等との連携により救急搬送時の受入体制の確保や、職員を各種訓練に積極的に参加させ、消防技術の一層の向上と防災及び救急援助活動等の支援体制の充実を図ってまいります。

次に、通信指令業務及び消防救急無線の広域化、共同化への対応についてであります。消防救急無線については、平成28年5月末までにデジタル通信方式に移行することになっておりますが、緊急消防援助隊が災害現場において効果的に活動するためにも、デジタル化への早期移行が望まれております。このことから、厳しい財政状況のなか円滑な移行に向けて諸課題の検討を進め、下北消防管内の119番通報を一括管理することにより、迅速・的確な出動態勢を構築するため、指揮統制機能、発信位置情報表示システム等を備えた高機能消防指令センターの整備促進を図ってまいります。

以上、当事務組合の運営方針を述べましたが、今後とも地域住民の福祉の向上と地域発展のために努力してまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで運営方針の説明を終わります。

#### 日程第5 議案一括上程、提案理由 の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第8号まで並びに報告第1号から報告第4号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました8議案、4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成23年3月11日に発生した東日本大震災や全国各地で発生している大規模な自然災害等にかんがみ、むつ下北管内における防災業務及び大規模災害発生時の対応を統括する危機管理監を消防本部に配置するに当たり条文整備をするためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は消防本部の事業である高機能通信指令台等整備に係る起債償還が平成24年度から開始となることを受けて、起債償還に要する経費について、関係市町村の負担金の分賦方法を定めるためのものであります。

なお、新たな分賦方法は、関係する5市町村において均等割が35%、人口割が65%となっております。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の整備が行われ、危険物の規制に関する政令が改正されたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部が改正とな

り、同政令中に浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料が設けられたことから、同政令に準拠し定められている条例の一部改正を行うためのものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものについて経過措置等を定めるため、制定当初の附則の改正を行うためのものであります。

次に、議案第5号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本議案は平成22年12月12日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて傷害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成24年4月1日から施行され、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、知的障害、肢体不自由等の障害種別ごとに分かれている施設が施設種別をなくし、障害児入所施設に一元化されるなど、障害者自立支援法の一部改正に伴い関係条例の改正、条文の整理を行うためのものであります。

次に、議案第6号 はまゆり学園建設に要する経費に係る負担金の分賦についてであります。本議案は平成24年度からはまゆり学園の建替事業が開始となることから、施設建設に要する経費について、下北地域広域行政事務組合同規約第14条第2項ただし書きの規定に基づき、関係市町村の負担金の負担割合を定めるためのものであります。

なお、新たな負担割合は関係する5市町村において均等割が20%、人口割が80%の割合で得た数値となっております。

次に、議案第7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本議案で提案いたします補正予算は7,142万3,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は58億3,482万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり事業費及び給与費について決算見込みにより減額しております。

衛生費のうち塵芥処理費では、粗大ごみ等の搬入量増加により、処理困難物等処理委託料を増額しております。また、し尿処理費では、助燃剤再資源化業務委託料及び運転管理に要する薬品類、電気料金等の経費を決算見込みによりそれぞれ減額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では、歳出との関連において関係市町村の負担金をそれぞれ減額しております。県支出金では、知的障害児施設に係る県支援費を収入見込みにより増額しております。

また、組合債では、むつ市通信指令台改修事業に係る起債額の増額に伴い、組合債の変更を行っております。

次に、議案第8号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。本議案で提案いたします平成24年度の予算総額は、歳入歳出ともに64億6,554万2,000円となります。これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額で5億890万9,000円、伸び率では8.5%の増となっております。

予算総額が増となりました主な要因につきまして、歳出では文化会館費の工事請負費等の減額により約6,500万円、し尿処理費における給与費及び薬品類購入費等の減額分が約2,500万円、さらにむつ市通信指令台費で約5,800万円の減となったものの、はまゆり学園建替事業費で約5,900万

円、高機能通信指令台等整備費で約5億2,400万円、大間署費の消防ポンプ自動車購入費などで約8,400万円及び大湊署救急車購入事業費で約4,300万円の増となったことなどによるものであります。

一方、歳入では、基金からの繰入金で約2,600万円の減となったものの、分担金及び負担金で約1億8,600万円、県支出金で約2,600万円及び組合債で約3億2,800万円の増となったことなどによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費及び総務費には、それぞれの事務に要する経費を計上しております。

文化会館費には、文化会館の指定管理料のほか、舞台装置関係の改修工事等に要する経費を計上しております。

民生費には、はまゆり学園の管理運営に要する経費及びはまゆり学園建替事業費を計上しております。

衛生費のうち、塵芥処理費にはアックス・グリーン管理運営に要する経費を、し尿処理費にはむつ衛生センターの管理運営に要する経費のほか、し尿処理に係る各種設備機器の分解組立工事費等を計上しております。

消防費には、消防本部、消防署及び消防分署の事務管理に要する経費のほか、非常備消防費としてむつ市消防団、大間町消防団、風間浦村消防団及び佐井村消防団の事務受託に要する経費を計上しております。

消防費のうち主な事業として、本部費には高機能通信指令センター整備等に要する経費を、署・分署費にはむつ署の訓練塔改修事業費、大湊署の高規格救急車購入事業費及び大間署の高規格救急車並びに消防ポンプ自動車の購入に要する経費を計上しております。

公債費には、組合債の元利償還金を計上してお

ります。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では関係市町村の負担金として55億9,378万2,000円を計上しております。これを平成23年度と比較しますと、金額で1億8,616万6,000円、伸び率では3.4%の増となっております。

県支出金には、はまゆり学園に係る県支援費のほか、風間浦分署及び佐井分署に係る電源立地地域対策交付金を計上しております。

繰入金には、財政調整基金から4,250万円を繰り入れしておりますほか、その他の歳入では事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

組合債には、消防本部に係る高機能通信指令センター整備のほか、はまゆり学園の建てかえ、大湊署の救急車購入など事業との関連で借り入れ見込額を計上しております。

次に、報告第1号及び報告第2号についてであります。これらは昨年11月17日、むつ市大畑町正津川平149番地付近の市道において発生した自動車事故及び同年12月26日むつ市下北町8番5号相馬整備工場前の県道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第3号についてであります。これは青森県市町村総合事務組合から当該組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、報告第4号についてであります。これは青森県市町村職員退職手当組合から、当該組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました8議案4報告について、その大要を申し上げますが、細部

につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆さんには、前もって議案書を配付してありますので、あえて議案熟考の時間はとりませんのでご了承ください。

ここで午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第6 一般質問

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 一般質問を行います。

#### 斉藤孝昭議員

○議長（半田義秋） 斉藤孝昭議員並びに横垣成年議員の両名から一般質問の通告を受けておりますので、これを許可いたします。

通告順に、まず最初に斉藤孝昭議員の登壇を求めます。7番斉藤孝昭議員。

（7番 斉藤孝昭議員登壇）

○7番（斉藤孝昭） おはようございます。下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問は、東日本大震災により発生した震災瓦れきの受け入れをすべきではないかという1点であ

ります。震災で発生した瓦れきを被災地以外で受け入れ処理する広域処理への要請は、野田総理大臣自ら日本人の国民性が再び試されていると一向に進まない状況下で処理の助け合いを訴えております。未曾有の大震災を受け、国民のだれもがオールジャパンで被災地の復興を手助けしようとさまざまな活動に取り組む一方で、瓦れきの受け入れは慎重に考える自治体がほとんどであります。

その理由の一つは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質に汚染された瓦れきが持ち込まれるのではないかということが住民不安につながり、受け入れを慎重にしていることでもあります。しかし、放射性物質の確認と公表など受け入れ方針をしっかりと確立し、受け入れを既に行っている自治体もあり、当組合も同じように受け入れをすべきと思います。

まず、受け入れの第1条件は放射性物質の不検出であります。国は基準をつくり、それ以下であればお願いしたいとしていますが、事務組合独自の厳しい基準をつくり、それをクリアしたものを受け入れる考えもあると思います。

次に、処理施設的能力であります。現在アクセス・グリーンは日量140トンですが、ごみの減量化により日量40トンの十分な余裕があると聞いております。そして、輸送手段であります。岩手、宮城の日本海側から陸送することも検討しなければなりません。私は海上輸送の検討もしたほうがいいと考えております。むつ市の大平岸壁、旧大畑フェリー埠頭、関根浜の埠頭など可能なのか調査が必要だと考えております。以上のことから受け入れ可能ということぜひ広域事務組合で表明していただきたいというふうなことが今回の一般質問の趣旨であります。

受け入れのメリットとしては、木くずを優先して受け入れるとカロリーが高いことから炉の安定操業につながることで、そして受け入れ自治体に対

する支援措置として焼却場の減価償却費を含めた処理費用を全額国が負担することとしています。これは、アックス・グリーンへの公債費の返済に充当したり、事業者への委託料として支払うことにより事業者の経営改善にもつながるものと思います。また、処理後に出る溶融スラグは、青森県リサイクル製品の認定を受けており、建築資材として活用されていることから、被災地の復興に役立ててもらえることもメリットの一つと考えております。

自前で処理を行うことは100年かかると言われ、宮城、岩手の被災地では大変困っているそうです。広域運営ならではの課題があるかもしれませんが、我が身と思ひ、困っている人たちのために管理者各位、そして私たち議員も受け入れに向け知恵を絞るべきではないでしょうか。震災瓦れきの受け入れ処理について管理者のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 齊藤議員のご質問にお答えする前に、3月11日に東日本大震災発生より1年を迎えたことをもって、改めて被害に遭われました方々へ心よりお見舞い申し上げるとともに、とうとい命を亡くされた方々のご冥福をお祈りいたします。では、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

震災瓦れきについて、昨年の6月4日付で青森県より、震災により生じた廃棄物の受け入れ処理への協力依頼があり、それを受けて受け入れについて内部で検討いたしました結果、まず1点目として依頼があったときは1炉が修理中であり、修理が終了しても7月1日から実施される夏季電気使用制限により、修理後の炉の立ち上げに使用制限を超える電氣量を必要とするため、1炉操業

が夏季電気使用制限終了まで続くこと。また、11月には電気設備等の点検で約2週間の2炉停止が予定されていたこと、さらには1月中旬から3月中旬にかけてガスエンジンA号機の6万時間点検により1炉操業となることから、ピット内にたまったごみを優先的に処理しなければならないこと。

2点目として、廃棄物の性状について把握できない状況であること。これにつきましては、直接ごみピットに投入できるものなのか、置き場を経て前処理をした後の投入になるのか。もし置き場を経て前処理をした後にピットへ投入するとなれば、現状において粗大ごみや火災等により罹災ごみを受け入れる置き場が不足しており、新たに置き場を設置する余地もないこと。

3点目として、放射能に汚染されたごみが搬入された場合、たとえそれが低濃度の汚染であっても副生成物として回収されるスラグやメタルに濃縮され、再生利用の基準値を超えるおそれがあること。もしそのような副生成物が発生した場合、処分が必要となりますが、放射能汚染が認められた場合は処理先を確保することは困難であり、強いてはアックス・グリーン内に保管しておくことになり、置き場がなくなればごみの処理を停止しなければならないこと等から、アックス・グリーンでの処理は難しいものと判断し、県に回答したところでありますが、放射性物質汚染対処特措法が平成24年1月1日に完全施行される等、当時とは状況が変化してきていることから、受け入れについては放射性物質に汚染されていないこと、可燃ごみであること、適正なサイズに裁断される等の前処理が施されたものであること、構成市町村及び地域住民の承諾が得られること等の条件がクリアされれば検討することはやぶさかではないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番( 齊藤孝昭 ) 今管理者が言われたとおりで、当初は確かにさまざまな条件が整備されていないということで、受け入れにはなかなか前向きに検討できないというふうなことであったと思います。その後、これも管理者が今答弁されたとおりであります。条件が整備されて、今のところ放射性物質が不検出のものを木材、木くずというふうにチップにしたものですが、現地でチップにして、それを焼却処理してもらおうというふうなことで、東京都、または静岡でしたか.....

(「神奈川」の声あり)

神奈川。もう既に運ばれております。当組合に所属しております六ヶ所村であります。六ヶ所村も受け入れを前向きに検討するというふうなことをたしか表明したはずだと思いますが、放射性物質が不検出であり、現地で放射性物質がないということをはかって、現場に来てもないというふうな場合であれば、当然焼却処理、溶融ですから溶融炉で溶かして、先ほど私壇上で言いましたが、溶融スラグとしてまた再利用してもらえというふうなことの条件整備が全部できれば受け入れ可能というふうに私は判断しているのですが、管理者のほうはどのようにお考えなのでしょう。

その前に、先ほどの答弁の中に住民の説明、または承諾が必要だというふうなことをおっしゃっていましたが、あわせて条件がクリアした場合、受け入れするのもしないのか。そして、住民の説明をやるとしたらどういうふうな方法が考えられるのか。広域運営ですから、むつ市だけでもしかすれば済まないかもしれません。そこのところはどんなことを考えているのか、まずお知らせください。

○議長( 半田義秋 ) 管理者。

○管理者( 宮下順一郎 ) お答えいたします。

先ほど壇上のほうでも答弁をいたしましたよう

に、まずことしの1月1日に放射性物質汚染対処特措法というふうなのが完全施行されました。このことによりまして、昨年とは状況が変わったというふうなことでございますので、まず1つに放射性物質に汚染されていないことということ、繰り返しになりますけれども、放射性物質に汚染されていないこと、そして可燃ごみであること。この可燃ごみもピットに入る投入口が何か35センチくらいの、縦横35センチくらいというふうなことでございますので、それにしっかりとサイズの的に以内でなければ仮置きをしておかなければいけない、そういうふうなことになりますので、すぐストレートにそのサイズで裁断されているというふうな条件も出てくるものと思います。

それから、そういう意味で先ほど齊藤議員がお話のように木くず、ペレット、ああいうふうなものがさまざま報道されております。そういうふうなものは条件がクリアされれば、これは構成市町村ともども協議をしていかなければいけませんけれども、そういうのが可能であるのではないかと、こういうふうに思います。

また、近々国のほうからも関係者が説明に伺うというふうなことになりますので、手前ども広域事務組合としてさまざまなことを想定した中での質問を持ち寄り、そしてお尋ねをしていった中で判断がなされていくものと、このように思っています。

また、地域住民の方々、この部分については非常に、先ほど壇上で齊藤議員お話のように、みんなオールジャパンで支援しようではないかというふうなお気持ちを表明されましたけれども、気持ちは皆さんあるものの、なかなかその部分において放射性物質があれば当然これは受け入れないものでありますけれども、そういうふうなところをどういうふうな形で説明していくのかと決定をした段階で、この部分については検討、そして協

議をしていかなければいけないものと、このように思っております。

- 議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。
- 7番（齊藤孝昭） 前向きにというふうなことだと理解しますが、今の管理者の答弁でいくと、国から人が来て説明をして、それを受けてというふうな話をされていましたが、私はそうではなくて、もう今から準備をしてスピード感が必要だと思います。国の方が説明に来て、それを受けてというのではなくて、こちらからも全部準備をして、これでやらせてほしいというふうなことをやること、私は大事だと思いますが、そういうところは管理者考えないですか。
- 議長（半田義秋） 管理者。
- 管理者（宮下順一郎） 国から説明に上がるというふうなことのお話をしましたけれども、こちらから求めて説明に来てくださいというふうなこと、でございますので、積極的な意思というふうなことがあります。しかしながら、行政、広域行政、これを進めていくに当たっては、どういうふうな形で取り組まなければいけないのか、処理費用の部分、それらも報道を通じて、そしてまた環境省のホームページを通じてでありますけれども、やはり炉自体の特殊性もございまして、そして、構成市町村もあります。そういうふうなことで、しっかりとした形の中で検討していかなければいけない。その部分については、材料、この部分。検討する材料、この部分もしっかり我々も持ち合わせなければいけないというふうなことで、環境省のほうにお願いをしてこちらのほうに出向いていただくように説明を求めるというふうなことで、拙速過ぎないような形で、そしてしっかりとした対応、これをしていかなければ、先ほど壇上で齊藤議員お話しのようなオールジャパンの形の中での支援につながっていかないのではないかと、このように思います。慎重に、そしてかなりスピード

感を持った形の中で検討を進めているという状況でございます。

- 議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。
- 7番（齊藤孝昭） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、広域議会、管理者が招集して開かれると思いますが、今の件についてはやはり議会にも説明すべきだと思いますので、ぜひ臨時議会となるのか、何とか説明会、議員懇談会というふうな形になるのかはわかりませんが、その状況をぜひ議会にも説明してほしいということも含めまして、できれば、何回も言いますが、スピード感を持って、できるだけ早い時期に受け入れられるような体制をつくるということをお願いしたいと思います。私が言うまでもなく、管理者はやはりむつ市の市長でもありまして、被災された地域にいち早く物資を送ったり、人を派遣したりしているのは皆さん知っていますので、ぜひ瓦れきの処理も何とか早目の対応ということをぜひやっていただきたいなというふうに思います。答弁は要らないです。よろしくお願ひします。

- 議長（半田義秋） これで齊藤孝昭議員の質問を終わります。

#### 横垣成年議員

- 議長（半田義秋） 次は、横垣成年議員の一般質問を行います。横垣成年議員の登壇を求めます。
- 1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

- 1番（横垣成年） 日本共産党横垣成年が一般質問を行います。

質問の第1点目、消防についてであります。消防施設の現状と今後についてお聞きをいたします。むつ消防署を初め、東通、風間浦など各消防施設の現状はどのようになっているのでしょうか



か。各施設の建設年度、残りの耐用年数など状況をお聞きいたします。今後の建てかえや修復の予定の施設があるのならば、あわせてお聞きをいたします。

次に、消防職員の労働状況についてであります。残業時間、有給休暇の取得状況はどういう状況になっているのでしょうか。各施設ごとにお聞きをいたします。

質問の2点目、アクセス・グリーン・サービスについてです。アクセス・グリーン・サービスの経営状況についてであります。直近3年間の経営状況はどのようになっているのでしょうか。累積債務などもあればあわせてお聞きいたします。

次に、アクセス・グリーン・サービスの焼却方法についてです。ごみの焼却の手順をお聞きいたします。液化燃料ガス等の使用割合等も含め、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消防につきましては、担当より答弁をいたします。

2点目のアクセス・グリーン・サービス株式会社についての1点目、直近3年間の経営状況及び累積債務についてのご質問にお答えいたします。

まず、経営状況であります。会社法により株式会社の決算公告が義務づけられており、現在はインターネットで決算公告を行う会社も少なくありません。アクセス・グリーン・サービス株式会社につきましては、一民営会社でありますことから、むつ商工会議所のホームページ決算公告サービスに貸借対照表が掲載されておりますので、そちらをごらんいただき、回答は控えさせていただきます。

次に、累積債務につきましては、むつ商工会議所のホームページによりますと、平成23年3月31日現在で21億8,947万7,669円となっております。

次に、ご質問の2点目、焼却の手順及び古新聞の使用割合等についてのご質問にお答えいたします。まず、焼却の手順ということですが、アクセス・グリーンはごみを焼却するのではなく、ガス化、熔融する施設であることはご承知のとおりであります。

熔融までの流れといたしましては、ごみピットから投入されたごみをプレスで圧縮し、脱ガスチャンネルへと送り、脱ガス、乾燥させた後、高温反応炉で2,000度で熔融し、熔融物と熱分解ガスに分解し、熔融物は均質化炉を通り水で急冷され、メタルやスラグとして回収されております。

また、熱分解ガスは高温反応炉で1,200度でガス改質され、急冷塔へ送られた後、ガス精製装置でクリーンな精製合成ガスとして回収し、発電燃料として利用し、さらに急冷塔内で使用した水は水処理装置で水処理を行い、塩や金属水酸化物を回収し、水は再利用されております。

次に、古新聞の使用割合等ということですが、古新聞は資源ごみとして回収しておりますことから古新聞の熔融はなく、古紙回収業者への売却とむつ衛生センターへの出荷となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 管理者答弁のうち、消防行政に係る横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防施設の現状と今後についてですが、議員ご承知のように下北広域消防は、昭和47年6月1日に当事務組合が設立されると同時に消防事務を共同処理するため組織されております。その後、平成17年3月の合併を経まして、現在はむつ市、大間町、東通村、風間浦村、そして

佐井村の1市1町3村で構成され、人口約8万2,000人、面積約1,414平方キロメートルという広大な区域を管轄しております。消防の組織としては、1消防本部、5消防署、4消防分署、3分遣所を有しており、署員273人の体制となっております。

各施設の現状と建設年度ということですが、むつ市内の署、分署から順に申し上げますと、消防本部とむつ消防署は同じ建物内にあり、平成11年3月、現在地に新築移転し、ことしでちょうど12年になります。川内消防分署は、昭和44年10月竣工で42年が経過、脇野沢消防分署は昭和49年7月の竣工で37年が経過、大湊消防署は昭和47年2月の竣工以来39年が経過し、大畑消防署はご承知のように平成22年11月、現在地に新築移転となっております。

次に、風間浦消防分署であります。昭和48年10月の竣工以来38年が経過し、また下風呂地区にあります分遣所は平成2年4月の竣工以来20年が経過しております。

次に、大間消防署であります。昭和52年5月の竣工以来34年が経過しております。

次に、佐井消防分署であります。平成21年4月に新築移転しております。

次に、東通消防署であります。平成16年3月、現在地に新築しております。また、白糠地区にあります南分遣所は、昭和47年9月竣工で39年が経過し、野牛地区にあります北分遣所は、翌年の昭和48年8月の竣工以来38年が経過しております。一般的な建物の耐用年数は、鉄筋コンクリートづくりで40年、木造で22年となっていることを考えますと、今申し上げましたようにむつ消防署、大畑消防署、東通消防署、佐井消防分署、そして下風呂分遣所以外の施設については34年以上40年近く、また40年以上を経過し、老朽化により耐震基準にも問題のある署、分署もありますことから建

てかえが必要であると考えております。

危険性のある箇所については、その都度手を加え補修しながら現在に至っておりますものの、昨年3月の東日本大震災の教訓をかんがみますと、防災拠点となります消防施設につきましては、耐震化とあわせまして計画的に整備推進を図るべく構成市町村の財政当局と協議を重ねていかなければならないと考えております。

次に、ご質問の2点目、消防職員の労働状況についてお答えいたします。多種多様化する災害、高齢化に伴う救急出動件数の増加など消防組織の各分野において増大するニーズに対応する必要が高まっている中、消防職員は今後発生し得る多様な消防需要に的確に対応して消防の担うべき責任を確実に果たしていくことが求められております。

横垣議員には、消防署員の業務について日ごろよりご理解をいただいているところでありますが、まず消防署員の勤務体制について申し上げます。消防本部職員は平常勤務であります。管内5消防署と川内消防分署が3部制の隔日勤務をしいております。また、脇野沢消防分署、風間浦消防分署、佐井消防分署が2部制の隔日勤務となっております。

なお、勤務時間ですが、当事務組合の条例及び服務規則に定められており、隔日勤務の場合は午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間において、休憩時間を除いて15時間30分であり、1週間当たり38時間45分の勤務となっております。この勤務態勢において、議員ご質問の各施設の残業時間及び有給休暇の取得状況ということがありますので、むつ市内の署、分署から順にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、平成22年度の残業時間ですが、消防本部1,685時間、むつ消防署8,450時間、川内消防分署4,712時間、脇野沢消防分署4,361時間、大

湊消防署5,132時間、大畑消防署4,403時間となっております。そして、風間浦消防分署が3,774時間、大間消防署が874時間、佐井消防分署が794時間、東通消防署が8,397時間の合計4万2,582時間で対象人数249人となっております。

次に、今年度2月までの残業時間を申し上げますと、消防本部1,198時間、むつ消防署8,210時間、川内消防分署4,511時間、脇野沢消防分署4,117時間、大湊消防署4,405時間、大畑消防署3,945時間となっております。そして、風間浦消防分署が3,373時間、大間消防署が886時間、佐井消防分署が727時間、東通消防署が6,695時間の合計3万8,067時間で対象人数252人となっております。

次に、有給休暇の取得状況であります。これは平均取得日数で申し上げます。まず、平成22年中の平均取得日数であります。消防本部7日、むつ消防署6日、川内消防分署7日、脇野沢消防分署8日、大湊消防署4日、大畑消防署4日、風間浦消防分署3日、大間消防署2日、佐井消防分署1日、東通消防署2日となっております。

次に、平成23年中の平均取得日数であります。消防本部6日、むつ消防署5日、川内消防分署6日、脇野沢消防分署7日、大湊消防署5日、大畑消防署5日、風間浦消防分署2日、大間消防署3日、佐井消防分署1日、東通消防署3日となっております。

なお、今申し上げましたとおり2年間の状況を見ますと、残業時間、有給休暇の取得ともに横ばいで推移しておりますが、消防職員の場合は1年365日の勤務体制で編成しておりますことから、時間外勤務が生じてくるものであるということをご理解いただきたいと思うところであります。

また、有給休暇については、その日に勤務する人数を最低限確保するという必要があることから、勤務体制に支障を来さないよう配慮しながら

ローテーションを組んでおりますが、今後においても消防職員の勤務環境の改善等に努めながら対応してまいりたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） まず、消防のほうからいきたいと思います。

聞くとかかなり建てかえしなければいけないという施設がかなりあります。そこでお聞きしたいのであります。今青森県のほうは青森県消防広域化推進計画というのが平成20年3月に作成しております。これに基づいて、今青森県は6つの地域、広域事務組合というふうに設定して、下北のほうはこれ以上統合する必要なくて、確定した事務組合ということで認定されております。そこで、この青森県の推進計画では、各広域事務組合でそれぞれきちっと中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定することというふうになっておりました。

そこでお聞きしたいのが、この広域推進計画に基づいて下北地域広域事務組合ではどういう計画を策定しているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 横垣議員がご質問されている消防の広域化というものは14消防本部を6消防本部に統合するというので、下北は必要ないと。弘前に黒石が合併する、八戸、それから五所川原、十和田、三沢の合併、これいずれも町村のいろいろなことが入りまして、今その広域化については全然その進行方向に入っておりません。五所川原が今北津軽地区を統合しようとしておりますが、これについては全く市町村職員の給料、それから負担金の問題等がありまして、この消防本部の統合についてはまだ進まないところでございます。

ただ、今その予算状況の中を考えて、これから

どうしなければならないかということでございますが、いわゆるこのデジタル化方式、それから消防施設の情報の一括処理については、もしこの広域が進まないと、いわゆるデジタル化の通信指令台を今の消防本部がそれぞれつくっていかねばならない、お金がかかるわけです。それでもその負担金を払うよりは、職員の給料を上げるほうが嫌だという首長さん方がいらっしゃるんですけど、そういう中で機械の設置をしたほうがいいのだと、組み合わせしないと。ですから、今の指令台の建築については、それぞれの分署でデジタル化の指令台を設置していかねばならないというお金がかかる状態になっております。当事務組合においては、消防本部に指令台を設置いたしますので、それで119番の一括処理化ということで進めておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 私がお聞きしたいのが、そういう状況も大体予算とか見ればわかるのですが、計画自体があるのかどうか、ここをちょっとお聞きしたいのです。

結局青森県のほうでは、青森県消防広域化推進計画と各6つに地域が分かれていますのですが、それぞれ計画をつくっているんな設備等を計画的に進めなさいと、こうつくって。そういうことを推進するよとということで指示出しているはずなのです、青森県のほうは。それを受けて下北広域のほうでは、まずそういう計画をつくっていくのかどうか。もしつくっていなければ、やっぱりそういうのをきちっとつくって、先ほど答弁にありましたようにかなり各施設も古いのがありますから、確かに各町村の財政事情もあるかもしれませんが、やはり広域化のメリットというのは全体を見渡して、どういう設備がどの場所にいいのかというの、やっぱりこういうのをきちっとやれるというのが広域化のメリットだと思うのです。それ

ぞれ町村に分散していると、町村の範囲内で見れないというのがあって、ただやっぱり広域化のメリットは、そこにあって青森県もこういうのを進めていると思います。

そこで、やっぱり下北広域のほうでもそういう計画をきちっとつくって、当然財政事情も。これ平成23年度ですけれども、消防庁のほうで、国のほうでいろんな補助金の設定をしているのです。そこで、消防広域化支援対策というのも、これ平成23年度のデータしかありませんが、当然24年度も引き続きこういう支援対策事業というのがあると思います。そこでは、広域消防運営計画の作成経費、これも一圏域当たり500万円、きちっと特別交付税において措置しますよというふうに、この計画を作成するのに当たって、こういうふうな措置制度もきちっと用意してあるのです。だから、これに基づいていろいろ青森県もつくった、だから各広域のほうでもつくりなさいというふうな今動きになっております。ですから、こういう動きに合わせて下行のほうでもどういうふうな動きになっているのかなというのをぜひお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 議員のご質問にお答えしますけれども、消防の広域化については下北地区はしなくてもいいことになっているのです。八戸地区、それから弘前、青森で統合は必要なのですが、下北は既にもう市町村合併で市町村の中の事務委託して、広域化しておりますので、下北は必要ないということでご理解いただきたいと思っております。

それから、共同施設の建設につきましては、今の防災拠点施設ということでさまざまな総務省からの補助金等がありますが、これについても消防庁舎そのものの補助金はなく避難施設とか、そういったものをあわせてつくる場合には、この部分

の補助金というものはございますので、あわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 広域化は、当然下北のほうは完成しているのでわかりました。そこはわかりました。ただ、それ以外でもいろんな補助金があるというのもこれに載っていましたが、そういう意味では財政事情も当然かんがみながら、先ほど言ったこういうのも措置あるし、広域化のメリットはどこ施設をどういうふうに分けて、場所もこうやったらいいというのをきくと見れるのがやっぱりメリットですので、ぜひ古くなった施設を計画的に整備を進めていってほしいなというふうに思います。

それと、今後建て替えや修復の予定の施設があるのならばということでちょっとお聞きしたのですが、そこら辺がちょっと余り答弁、具体的になかったもので、これちょっと再度質問したいのですが、そういうのがあれば、大湊消防署なんかも老朽化、老朽度調査業務委託というのを23年度でしたか、22年度か、やっておりましたので、その結果も含めて今後どういうふうになっていくのかというのもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 広域化の問題は、下北は広域化されているわけ、広域化でずっと進んでいるわけでごさいます、新たにそこにプラス1とかプラス2とか解散するとか、そういうふうなことはございませんので、我々のほうが時代を先取りした広域行政、消防については取り組んでいるということで、まずご理解をいただきたいと思えます。

補助金の部分につきましては100%補助金だと、それはすぐ乗っかりますけれども、それぞれの自治体、構成市町村、この部分においても自前のものを自主財源も出さなければいけない、こういう

ふうなものもありますので、その部分にはうかつに補助金というふうな部分、この部分については十分慎重な財政状況を見ながら取り組んでいかなければいけないということでご理解をいただきたいと、こう思います。

それから、老朽化しているもの、むつ市内の消防庁舎のお話がありましたけれども、これは各構成市町村の中で老朽化しているものは十分それぞれの首長さん、私もひっくるめましての認識を持っているわけですので、そこで計画的に、そして財政状況をかんがみながらこれは措置していくものであると、このように思っております。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ぜひとも施設の改善、そういう方向に向かっていってほしいなというふうに思います。

そこで、労働条件のほう、かなり有給休暇の取得率が悪くて、しっかりこころ辺手当をしてもらいたいなというふうに思います。有給休暇というのは、やっぱりリフレッシュ、仕事オンリーで考えると頭の中がちょっともやもやしてしまいますので、リフレッシュするという意味ではきっちりと、20日、年間ありますから、それを目指して、ぜひ気軽にとれるような雰囲気づくりが大事だなというふうに思います。みんながとらないと、自分だけとりづらいというふうな雰囲気もありますので、その配慮をよろしくお願ひしたいなと思います。

さて、アクセス・グリーン・サービスのほうですが、民間会社ですからその経営状況については申し述べられないというふうな答弁でありましたが、それではお聞きしたいのですが、この委託料、年間11億3,000万、これ委託しているのですよね。この委託料は、どういう根拠に基づいて算出しているのでしょうか。当然その会社の経営状況とい

うのを厳密にチェックしないと、こういう委託料というのは算出できないはずなのです。民間会社ですから経営状況は報告できないと言うのですが、やっぱりそのところを把握しないでこの委託料というのは、それこそ言い値で、はい、そうですかといって11億3,000万円、ただ向こうのほうにお金をやっているのかどうか、そのところをちょっと、どうやってこの委託料は算出しているのかというのをお聞きしたいなと。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 横垣議員、何か言い値でというふうなお話がありました。決してそうではございません。委託料は、きちりと事務的に積算をし、そしてその積算の中での委託料の計上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ですから、その内訳をお聞きしたいと言っているのです。そこを教えてもらわないと、我々この委託料の11億3,000万円、これはやっぱり承認するわけにいかないです。中身わからないで、我々議員に教えないで承認してくださいと、それはちょっと無理な話ではないでしょうか、だれでも。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（工藤昌志） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

処分委託料は、どういうふうにして決定されるのかというご質問だと思います。委託料は、基本的には平成13年3月の入札の結果に基づいた決定であることから、下北地域一般廃棄物等処分委託契約に基づき、締結初年度には入札が開始しております。事業期間を20年間の長期にわたって設定しておりましたので、この間の経済、社会情勢の変化なども当然想定されておりますし、また現実的に全世界的な原油価格の高騰等による物価上昇も生じておりますことから、毎年度処分委託料の改

定に関する協議を実施すること等を契約に定めているわけでございます。処分委託料は、修繕費、燃料費、副資材薬品、副生成物の処分費及び人件費等施設の維持管理と一般廃棄物等の処分及び会社の運営に関する経費によって構成されております。

処分委託料の改定は、落札されました処分委託料に対し、物価の変動や計画ごみ量が大幅に異なった場合において処分委託契約で定めた一定のルール、条件に基づくアクセス・グリーン・サービスのほうから委託料の改定に関する要望がなされ、当組合と協議の上、単価、使用原価、金額等の構成要素を見直し、改定額を積算することとされております。

また、処分委託料改定の根幹には、契約当事者間のリスク分担の取り決めがございます。処分委託契約において、当組合及びアクセス・グリーン・サービス間のリスク分担が細かく規定されており、この規定に基づき改定が行われているということでございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 今答弁にあったように、いろいろ維持管理費とか修繕費とか人件費だとか、いろいろ組合のほうではチェックをしているわけですよ。その中で、いかに無駄なところがないか、経営状況もかんがみながら、そこら辺も点検は入れていると思うのです。ですから、委託料11億3,000万円、予算を見るとずっと10年間同じ金額になっているというのも、これは大変不思議なわけですよ。いわゆるもっとやっぱり入札というふうに言いましたけれども、これ何社もかけて入札しているわけではないですよ、ほとんどアクセス・グリーン・サービスが受けるという形ですから、何かちょっとよく意味わからないのですけれども。ですから、そういう、いかに経費を、委託

料を下げるかという努力は組合としてはしなくては  
はいけないと思うのです。だから、そこら辺の努  
力がどういう形になっているかというのを、そこ  
をちょっと確認させていただきたいと思います。  
どこら辺委託料を下げる努力をしているか、そこ  
のところをちょっとお聞きしたい。

○議長（半田義秋） 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長（蛭名俊文） 委託料の  
改定につきましては、まずアクセス・グリーン・  
サービス株式会社のほうから次年度の要求が上が  
ってまいります。内容的には、先ほど事務局長の  
ほうから説明がありましたとおり、平成13年度当  
初に契約した際の内容に基づいて上がってきてお  
りますので、電気料、ガス代、人件費等。それ  
に関して物価の改定ルールがございまして、物価  
が上がった場合はこの物価を使うとか、そういう  
のうちで決まっておりますので、そういうので自  
動的に上がるやつもありますけれども、それ以外  
にアクセス・グリーン・サービス株式会社のほう  
から、この経費がまだ見てもらっていないので見  
てくださいとかいろいろな要求が上がってまいり  
ます。それを審査の上、お互い話し合いをして、  
これは認められますとか、これはちょっと認める  
ことができませんと。当初からこういう副生成物  
は発生する予定がないのに出ていますので、その  
処分費用は認められませんよとか、そういうふう  
な形でもって交渉をいたして処分価格を決定いた  
しております。その中に会社のほうの経営状況を  
かんがみてというふうなお言葉がございましたけ  
れども、会社のほうの経営状況まではうちの、そ  
この場ではやっておりませんで、あくまでもルー  
ルにのっとって上がってきた処分価格に対して、  
私たちのほうでお互い審査して、お互いに話し合  
い、納得をした結果を処分委託料として上げてお  
りますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そこで、やはり経営状況をかん  
がみたと私が言ったのですが、そうするとそれは  
踏み込めないというふうな答弁でしたが、私は  
踏み込む金額だと思います。51億3,000万も払っ  
て、そのやり方ちょっとおかしいよ、こうした  
らいいですかと、このぐらい、コンサルとするぐ  
らいこっちも知識つけていかないと、この金額、  
多分予算10年間組んでいますから、これ組んでい  
るから事務方はそのとおりやればいいのだという  
発想になりませんか、市長。この予算の組み方も  
おかしいなと思うのですけれども、下げようとい  
う努力がそこで余りないような気がするのです。  
ホームページから私もアクセス・グリーン・サー  
ビスの貸借対照表をとりましたけれども、未払い  
消費税がどんどんふえて、23年度は432万円も、  
こういうふうに税金をしっかりと納めていないとい  
うふうな経営状況も見えておりますが、いきなり  
スラグ処理費手当金が1億5,000万、ぼんと平成  
23年度に出てきた。これ見れば、事務方としては  
これどういうことなのかと当然聞く権利あり  
ますよね、こんな11億もこっちは委託している会  
社に対して。ここはおかしいよ、こうしなさい、  
こうするべきだというのは、当然やっぱり交渉し  
なくてははいけないと思います。そう思いませんか、  
管理者。そういうやり方で委託料を下げる努力を  
管理者としては指示するべきだと思いますが、い  
かがでしょうか。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 平成13年入札して、その  
ときにさまざまな形で法的な部分、そして経営の  
関係、公認会計士及び弁護士、そしてプラントの  
権威ある方々というふうな形の中で契約を結んで  
おります。それに従ってさまざまな物価変動もあ  
ります。例えば有給休暇を20日間とらせるために  
は、その部分休ませなければいけないと。そうい  
うふうなためには、やはり採用していかなければ

いけない。最低賃金も上がってくるだろうと、こういうふうなもの、そういうふうなものをスライドさせた中での積算というふうな形になっておるわけでございます。先ほどその積算の仕方は、担当のほうからご説明をしたとおりでございます。

ただ、この場合、公設民営でございます。この民営の部分、この部分について公が入っていくというふうなことは、民もこれかなりの赤字がございます。この部分で民の部分に救済措置というふうなことになりますと、公的資金を注入するというふうな形になってくる可能性もあるわけでございます。つまりそうすると処理費が上がってくるというふうな、処理費を上げなさいというふうな、今横垣議員の論旨にうかがわれたわけでございますけれども、決して私たちは甘んじてAGSのその積算について、それをうのみにしているわけではございません。しっかりとこれを検証して、多額のものについては法的な形でご相談をしながら、そういうふうな形で今進めておるわけでございます。下げろというふうなことも、それはかかり過ぎではないかというふうなご指摘は、この議会を通じましてご指摘も受けております。そういうふうな意味で、しっかりと我々は積算根拠をただしながら、そういうふうな形で予算を積み上げての処理費ということでございます。ご理解をいただけるものと思います。民営の部分でございます。民に入っていくということは、なかなか公の部分ではできません。そうすると、民営に入っていきますと、これは処理費を上げなければいけなくなってくると、この赤字を解消するためにはどうするのだということになってくるわけで、民営は民営の部分の中の責任のもとでしっかりと果たしていったらほしいと、この部分についても契約もしっかり結ばれておるところでございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 私、先ほど言ったのですが、

この貸借対照表を見ると未払い消費税が毎年ふえているのです。平成22年度が389万、23年度が432万、そういう意味では税金を滞納しているというふうにししかこれ見えない。そういう会社が、逆に入札資格があるのかなという疑問もちょっと生じますので、そういう意味ではきちっとした健全な会社に委託するのであれば変えるというふうな、やっぱりそういう手法も検討しなくてはいけないのかなと。当然入札資格には、きちっと法人税とか税金を納めていることというのが前提にたしかあったはずで。だから、そういう意味ではここは大変疑問なところでもありますので、そこを含めてお答えしてもらえればと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（工藤昌志） 先ほど私が入札という言葉を使いましたけれども、これ毎年のことではございませんで、一番最初です、一番最初。運営のために会社をつくったとき、そのとき入札したということでございます。ご理解願います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） もう時間になりましたので。そういう意味では、入札というのは最初だということで、そういうことで今現状大変問題のある会社というふうなものですから、やっぱりこういうところにいつまでも委託しているというのは逆に市のほうも問題かなというふうにも思いますので、ここら辺もきちっと精算していくような形で運営をしてもらえればなというふうにも思います。

以上で終わります。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質問を終わります。

11時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時45分



○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第7 議案審議を行います。

議案第1号

○議長（半田義秋） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 危機管理監を配置することですが、この危機管理監、平常時あるいは災害発生時の非常時にはどのような職務を行うのか。また、これまでは同様の職務というのはだれが担っていたのかお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） この危機管理監の部分でございますけれども、新たに。これは、大規模災害発生時、この対応。これは、昨年3.11、そしてまた今般の2月1日の暴風雪というふうな形の中で非常に、例えばこれはむつ市を例にお話をさせていただきますと、消防長が対策本部、3月11日の際も震災の対策本部を設置いたしました。その際、消防長がこの対策本部の一員として参加をいたしております。この部分においては、また全体的な部分、広域な部分、こういうふうな部分の対応というふうなのが非常に心細く感じた次第でございます。その部分において広域的な取り組みと、むつ下北管内における広域的な取り組みというふうなことで危機管理監ということを設置しまして、消防長とともに、消防長が出る場面、そ

してまた危機管理監が出ていかなければいけない場面、こういうふうな場面がありますので、今後それは内部的に検討させますけれども、そういうふうな形で盤石の体制をとるための危機管理監設置でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） そうしますと、新年度の職員の配置表にはまだありませんけれども、この議案が可決後、いつごろ配置する予定ですか。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） この議案が御議決いただきましたら4月1日から危機管理監を早急に配置したいと、このように思います。そのことによつて構成市町村、この部分の中で連携も深まりますし、そしてさまざまな形での広域的な取り組み、また広域的な部分においては原子力災害に対しての8市町村の連絡会議もあります。その部分では、来月、4月1日から新たな形の中での応援協定というふうなこともありますので、それも視野にとらえての配置でございますので、4月1日からこの部分については配置をしたいと、配属をしたいと、このように思っております。

○議長（半田義秋） ほかにありますか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） これは、8級、給料表でいくと8級、今2人が配置できるというふうな形になりますが、これはちょっと教えてもらいたいのですが、どっちが、やっぱり消防長はあくまでもトップという形でやるのか、それとも同じような責任という形で両並びという形になるのか、ここをちょっと確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 消防行政の中において、消防長は消防正監であつて、危機管理監、次長は消防監で、あくまで消防長が指揮命令系統で、その傘下に入るといふことでご理解いただきたいと思います。

います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そうすると、一応次長クラスというふうな今表現もあったのですが、そうするとわざわざ8級でなくてもいいなど私思っているのです。7級でこういう形で、並びに職務の複雑云々というのを設けて、7級にしておいてもいいのではないかなというふうに思うのですが、新しいポストというの、非常に我々はチェックしたいなというところがあるのです。何か新しいポストをつくって、また定年退職までの2年間をそこで置くというふうなポストになるのではないかなというふうに、それこそ危機を持ちますので、そのところもきちとちょっと説明お願いしたいなと。7級でもいいのではないかなと思うのですが。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 消防の内部の組織の中では、いわゆる消防長、消防正監で、消防監がむつ署長と次長でございます。同格でございます。次に司令長で、各消防署の署長が司令長という肩書きの身で指揮系統の中に入るわけですがけれども、危機管理監をその消防監の中でトップにすること、さらにそれより上の立場に置くことにおいて指揮命令系統がうまくいくのではないかと。さらに、消防防長並みの厳しい知識、それから指導面が必要とされるものですから、そういうことで8級、消防部長級ということで設けたものであります。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号

○議長（半田義秋） 次は、議案第2号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ないようでございますので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号

○議長（半田義秋） 次は、議案第3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ないようですので、ただちに

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号

○議長(半田義秋) 次は、議案第4号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 2点ほどお願いします。

8ページ見ますと、危険物の規制に関するということで、この危険物というのはどういうものになっているのかと。そして、下のほうには、指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は消防署長に届けなければならないというふうに書いておまして、これ大体何件ぐらいあるものか。地域ごとに教えていただければと思います。

○議長(半田義秋) 消防長。

○消防長(吉田市夫) 火災予防条例の横垣議員のご質問にお答えいたします。

この危険物というのは、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というものでありまして、横垣議員、よくご存じのものだと思いますけれども、漂白剤です。これが今度漂白剤や洗剤などの原料で用いられるものなのですが、酸素をたくさん含んで加熱等により分解され、酸素の供給源として他の物質の燃焼、爆発を起こさせる危険物を有するというので、これが危険物と認定されたものでございます。それで、これがむつ市でどこにあるかというと、取り扱いは現在のところありません。

以上でございます。

○議長(半田義秋) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ないようですので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号

○議長(半田義秋) 次は、議案第5号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ないようですので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号

○議長(半田義秋) 次は、議案第6号 はまゆり学園建設に要する経費に係る負担金の分賦につい

てを議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) はまゆり学園建設に要する経費についての負担金の分賦ですが、これ建設経費は大体どのぐらいというふうになっているのか教えていただければと思います。説明では30人が入る施設ということですが、そして今ある場所にこれは建設するということになるのでしょうか。お願いします。

○議長(半田義秋) はまゆり学園長。

○はまゆり学園長(木村 茂) 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、建設の場所ということであります。次に建設の金額ということでありますけれども、23年度、今年度なのですけれども、基本構想業務委託等で262万5,000円の予算となっております。24年度は実施設計、25年度、26年度で建設工事ということになりますけれども、24年度が5,954万2,000円、25年度が4億9,981万1,000円、そして26年度が2億7,498万7,000円、そして27年度はグラウンド部分の外構工事を予定しております。7,254万6,000円、23年度から27年度、合わせて9億958万1,000円となっております。

次の建設する場所ですけれども、今のグラウンド部分に建設を予定しております。

以上でございます。

○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 30人規模の児童に対して9億以上の費用を投資するということについて、ちょっと高いなというふうに思うのですが、私これ議案見て、今むつ市でもかなり学校を統廃合して、まだ新しい学校、使えるというふうな学校もあって、そういったところを再利用できないかなと私考えたのです。そうすると、学校ですから大体似たような構造ですので、そういうところを検討できないものかなというのをちょっと管理者にお聞

きしたいと思います。そうすると、かなり経費圧縮できるなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長(半田義秋) 管理者。

○管理者(宮下順一郎) 横垣議員のご発言、私意外にとらえました。30名のさまざまな障害をお持ちの方の部分でかかり過ぎではないかというふうなこと。横垣議員、はまゆり学園ごらんになったことございますでしょうか。非常に老朽化しております。こういうふうなところに構成市町村からご理解をいただいて、これまで議会のご理解をいただいてこの計画を着実に進めていこうというふうな形で来たわけでございます。トータルとして約9億円かかるわけでございますけれども、本当に今この利用者は非常に、体育館なんかも非常に寒くて、クリスマス会、一回ご出席いただければと思います。毛布にくるまって丸ストーブ、これを抱えて、そして一生懸命やっている。そして、トイレ、これは少し改修いたしましたけれども、浴槽、そういうふうなところをごらんになっていただければ、横垣議員の立場ですと9億ではちょっと安いのではないかと、もっともっとかけるべきではないかというふうな私ご判断をなさるかと思いましたが、驚きました。そういうふうな形で非常に老朽化して、本当に利用者、大変な思いをいたしております。あの利用者のことを考えますと、利用なさっている方々のことを考えますと、本当に行政としてしっかりとこれ対応していかなければいけない、そういうふうな思いをいたし、計画を組み、ご理解をいただいて進めてきたところであります。

学校を使いなさいというふうなご提言でございますけれども、学校は老朽化しております。ああいうふうな施設、あの老朽化したところにさまざまな障害者、障害児でございますので、さまざまな部分でその施設において配慮をしていかなければいけない、そういうふうな安直な発想、これも

また意外だと、こういうふうな思いをいたしました。なかなか学校廃校を利用した形の中では、これはできるものではございません。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 30人に対して9億というのは、本当に大き過ぎるなというふうに、改めて管理者の答弁聞いても思います。もう少し質素なものでやっても十分私はいいいのではないかなというふうにも思いますので、そこら辺でぜひとも再検討というか、いろいろ、余りお金をかけないような形で建設してもらえればなというふうに思います。要望して終わります。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ないようですので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第7号

○議長（半田義秋） 次は、議案第7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） なしと認めます。ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号

○議長（半田義秋） 次は、議案第8号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 平成24年度一般会計予算、3点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目ですが、歳入におきまして県補助金として電源立地地域対策交付金が2億190万円計上されています。それ以外でも各構成市町村においては、消防職員の人件費だとか施設運営に交付金を充当しております。そうなりますと、各市町村が負担します負担金の中にも相当額が含まれていると思いますが、それらを含めた電源立地対策交付金の下行の歳入に占める総額はどれくらいなのかお聞きをしたいと思います。

次に、消防費、高機能通信指令台等整備費についてであります。この整備によりまして新たに行うことができるシステム等はどのようなものになるのでしょうか。また、改善される点というのはどのようなものになるのかお聞きしたいと思います。

3点目、文化会館費についてであります。この運営費負担金は現在むつ市のみとなっております。また、下行の事務局のほうも文化会館からむつ市の庁舎に移動をしております。運営方針どおりの目的であるならば、構成他市町村に応分の負

担を求めるべきだと考えますし、そうでないならば下行の共同事務から外するのが自然だと考えますが、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 文化会館のほうをまず1つお答えいたします。

これは、設立当初のこの部分が投資をしておりますので、これを継続しておるところでございますけれども、今後構成市町村の財政状況もあります。これから大規模な改修等々も予定をされております。この部分においては、やはりこれは検討はしていかなければいけないと。管理運営についてはむつ市、修繕費については、改修費等については負担割がございますけれども、そういうふうなところはこれから研究検討していかなければいけないだろうと、こういうふうなテーマとして、それは指示しております。ただちにとということにはなりませんけれども、研究をしておこうというふうな形で意思は統一をしておるところでございます。

その他につきましては担当からお答えいたします。

○議長（半田義秋） 企画財政課長。

○企画財政課長（赤田貴生） お答えいたします。

質問の1点目の歳入に係ります電源立地地域対策交付金の関係についてお答えいたします。この電源立地地域対策交付金につきましては、予算書のちょうど11ページの下段のところになりますけれども、現在当事務組合、下行が申請主体となっておりますのは風間浦分署と佐井分署、この2分署に係ります消防署員の人件費を対象といたしまして交付金申請をしております。風間浦分署が1億1,400万、佐井分署が8,790万、合わせて2億190万円となっております。そのほかの署、分署の分につきましては、それぞれの所在市町村が申請主体となりまして交付金申請をしておりますの

で、各市町村の電源立地担当者から電話等により確認した情報ということで前置きをいたしましてお知らせいたしたいと思います。

まず、むつ市分ですけれども、5つの署、分署の部分ということになりますけれども、24年度の全部当初予算の部分ですけれども、8億2,000万円、これが予定されているようです。ただ、この中には県のほうでやっております核燃料サイクルの交付金、これが1億6,000万円を含むというもののようでございます。

それから次、大間署に係る分についてですけれども、これが金額が約2億5,900万円になります。これにつきましても県のほうでやっております核燃料物質取扱税交付金、これが1,500万円含んでいるということのようでございます。

なお、大間町さんにおかれましては、署員の人件費のほかに救急自動車、それからポンプ自動車、これが24年度購入予定となっておりますけれども、この分にも一部充当しているという話を聞いております。

それから、東通署さんになりますけれども、東通村が申請主体ということで、金額で2億7,700万となっております。

先ほど申し上げました当事務組合の下行申請部分が約2億円ございますので、これら全部合わせますと金額にいたしまして15億5,800万円、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） 指令センター整備の件についてお答えいたします。

119番通報を一括処理いたしまして、119番受信から災害発生地点、出動隊の決定、世帯主氏名、目標物、付近住宅地図、消防水利、災害弱者等の支援情報を出動指令署で送信できるものでございます。特徴といたしましては、119番発信位置の

表示、消防署長へのデータの送受信、消防車両の体制把握と災害情報の高度化に対応できるように構成されておりますので、これまで以上に迅速に現場に入れるという利点がございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） まず、歳入のほうの電源立地地域対策交付金についてであります。説明を聞きますと下行、歳入全体の約二十三、四%ということで大変大きなものであるなというふうに感じました。昨年の原子力災害以来、原子力関連であれば何でもかんでも悪いというふうな風潮が出ているように私は感じております。また、最近では原子力発電及び交付金の見直しが話題に出たり等、今後の原子力行政の先行きがいまだ本当に不透明だと感じております。そのような中にありまして、下行を運営する管理者として今後のことについてどのように感じておられますか。これらも含めてお伺いしたい。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 下行のほうもかなりそれぞれの構成市町村のほうからその電源立地交付金等が歳入として大きなウエートを占めておるわけでございます。この部分については、下行の構成市町村、これは立地市町村が入っているわけでございます。この部分においては、安全を第一義に、必要な電源確保のために原子力行政、将来的にはベストミックス、こういうふうなことまでお話をさせていただき、昨年の暮れに要望をしたというふうなことはご承知だと思いますけれども、そのスタンスは変わりません。ただ、この交付金についてはさまざまな形で見直しの部分が出てくる、こういうふうなところがありますので、慎重な我々は意を用いて交付金の動きを注視していかなければいけないという立場でございます。よろしゅうございますか。

○議長（半田義秋） 議長からお願いがございます。時間の関係上、議員並びに理事者側におかれましては、なるべく修飾語を省き、単刀直入に質疑、答弁をお願いいたします。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 塵芥処理費とし尿処理費についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの一般質問でもありましたが、アックス・グリーン・サービスへの処理委託料の件であります。平成24年度、新年度ですけれども、この処理委託料の算定に当たりまして、アックス・グリーンからどのような話があったのか。今までの一連の予算でいくと、毎年値上げ、値上げで来ていきましたが、今回は前年度と同額レベルの委託料になっていきますので、どのような協議がされたのか、まずはお知らせください。

それで、し尿処理費については、これも先ほどから話が出ていきましたが、昨年の3月11日の大震災でアックス・グリーンが長期間操業停止しました。そのときに、し尿処理センターから出た助燃剤はどのように処理されたのかということでもあります。聞いた話では、どこかに委託して処理をさせていただいたというふうな話でありましたが、そのときの処理の単価はアックス・グリーンで処理した単価とどちらが安かったのかお知らせください。

○議長（半田義秋） 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長（蛭名俊文） アックス・グリーンとの協議内容でございますけれども、アックス・グリーンのほうからは、新たにまた去年に上乘せした形で金額の改定要求が上がってきております。内容といたしましては、カーボン、スラッジの処分委託料を新たに認めてくださいとか、それから施設洗浄水、これの処分料を見てください、それから搬入車両の増加に伴う事故防止のために人員の増加、これも経費で見てくださいということで上がってきておりますけれども、ア

ックス・グリーン・サービスと結果的にはまだ合意には至っておりません。それでもって、今回予算書に計上いたしましたものは、改定ルールにのっとり自動的に算出される内容のもの、電力料、それからLPガス代、それから副資材薬品、それから人件費、これらは改定ルールにのっとり自動的に改定されますので、その分は改定しております。それ以外のものにつきましては、23年度と同額を計上しております。これからアックス・グリーン・サービスとまた交渉あるわけですが、その後も、その後アックス・グリーン管理運営協議会の審議を経て合意に至った場合は変更契約という形となりまして、将来的に議会のほうに補正予算の対応ということでお願いする形になると思いますので、よろしくお願いいたいと思います。

それから、アックス・グリーンがとまったときの助燃剤の処分ということでございますけれども、助燃剤は青森にありますRER株式会社というところをお願いして処分いたしております。単価的には、アックス・グリーンで処分するより大体500円前後安い値段となっております。そういう形で処分いたしておりました。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 処分委託料、全体が合意していないと、これから変更があるということでありましたが、補正をかけるという説明したものの、補正をかけてすぐ議会開くのですか。本来定例会、しかも予算の審査ですから、全部解決というよりもめどを立てて、正式にこれでいきますということで定例会にかけるものだと私は思いますが、簡単に合意したら後で補正かけますというふうな言いぶりは納得いきません。そこのところは、ちょっとどういう交渉経緯でそういうふうになっているのかわかりませんが、補正をかけて、その補正を

かけた後に臨時会を開くのかどうか、その時期についても答弁願いたいと思います。

し尿処理のほうについては、アックス・グリーンに委託するよりもその会社に委託したほうが安かったということではありますが、それでは新年度はどういうふうに扱うのですか。安いほうにお願いするのですか、それとも高いほうのアックス・グリーンにお願いするのですか、お答え願います。

○議長（半田義秋） 廃棄物処理施設管理課長。

○廃棄物処理施設管理課長（蛭名俊文） まず、アックス・グリーンの委託料のほうに関しましては、ほぼ毎年のように3月の定例会までにはなかなか合意に至れない状況でございました。うちのほうで、これでどうだということで向こうのほうに提示するのですけれども、向こうのほうでも簡単には納得してくれませんが、また新たな要求を突きつけてくるとかいろいろございまして、どうしても予算編成、予算の締め切りが、新年度予算の締め切りが1月中にございますので、それまでにはどうしても間に合わない。それでもって仕方なく完全に合意に至らない状況で、最低限これだけは必要だという金額で予算を計上いたしております。もし合意に至った場合につきましては、またこれから内部でも調整いたしますけれども、定例会になるのか、臨時議会を開いてご議決いただくのかということはこれからになると思います。

それから、助燃剤の処理に関しましては、助燃剤を処理するための設備を補助金を使って導入いたしております。そのために助燃剤につきましては、原則アックス・グリーンで処分するという形になっております。どうしてもアックス・グリーンが故障等で動かない場合、これに関しましては緊急措置ということで青森のほうの会社をお願いするという形をとる予定をいたしております。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。



○7番(斉藤孝昭) いいですか、横垣議員も一般質問でしましたが、塵芥処理費、またはし尿処理の関係の間に、なぜかアックス・グリーン・サービスがあるのです。アックス・グリーン・サービスの経営を改善するために、なぜかそこにお金が集中するようになっているのです。それは、私は前から一般質問でも何度もしゃべっていますが、皆さんは人のお金をどういうふうに使っているのかということ再度お聞きしたい。少しでも安いほうにお願いするのが当たり前で、アックス・グリーン・サービスが行政の上に立って交渉しても言うことを聞いてくれない、そんなことを平気で議会で答弁する自体、間違っていると思います。関係については、後にまた勉強させてもらっている話をさせていただきますが、今回は予算の議会ですからはっきりしたものを出さないで、これから交渉します、補正しますということの答弁は納得いきません。ぜひ事務方の皆さんには、もう少し本気で勉強していただきたいということがまず1つの意見で、あとは先ほどの国の補助金がどうのこうのという話をしましたが、補助金が返還しないとだめだとか、補助金をもらったから高いほうに委託しないとだめだというのは理由になりません。それも当然改善する余地があると思います。答弁願います。

○議長(半田義秋) 管理者。

○管理者(宮下順一郎) 予算議会上程いたしました予算案、ご審議をいただいております。この部分で議決をいただければ、当然その予算というふうなものの重み、これが出てくるわけでございます。これを事前に公設民営の民営会社と交渉していくというふうなこと、これはまた本当にちょっといかがなものかと、このように思います。ただ、この補正については減額の可能性もあるわけでございます。増額の可能性もあるわけでございます。この部分については、簡単に我々はその予

算内で処理をしていかなければいけませんし、増額の部分は御議決を賜らなければ執行はできないというふうなことでございますので、この部分でしっかりと処理をさせていただきたいと、このように思っております。ただ、これまでしっかりと精査してきた中で、これから交渉、運営委員会の中で交渉、具体的に予算の議決をいただいたと、これをベースにして交渉する弾として我々は持たなければいけない。これは、やはり議会の議決の重みというふうなことがございますので、これに対応していきたいと、このように思っております。

この助燃剤の部分については、安いほうがいいだろうと、これはそのような一つの見方もございます。しかしながら、補助金をもらって、そしてその部分をやっているわけでございますので、補助金の部分とこの500円単価がちょっと違うと、単価が違うと、こういうふうなことをトータル的に考えればどっちが得なのかというふうな、こういうふうな議論に持っていかなければいけないと思うのですけれども、当時はそういう意味ではA G Sのほうで処理ができなかったものですので、緊急避難的に青森のほうに持ち込んで処理をしたというふうなこと、その部分において私も承知しております。単価が安いというふうな報告を受けて、これを、ではそっちのほうがいいのではないというふうなことになりますけれども、その部分においては補助金、こういうふうなものもあります。では、補助金を今度返還しなければいけない、こういうふうな可能性も出てくるわけでございます。そういうふうなところのバランス、やはり設置した目的、それにかなうような形の中で補助金をちょうだいしたわけでございますので、この部分で進めていかざるを得ないのではないかと、こういうふうな思いをいたしております。

しかしながら、安穩として我々は民営の会社のほう、この部分の申し入れ、これを素直にさっさ

と受けてやっているわけではございません。かなり厳しく、そして私も経営する立場の方々とお会いするときにも議会のほうでかなり厳しいご発言をいただいているというふうなことを会うたびごとにお話をし、しっかりきょうも行政報告をいたしましたけれども、ああいうふうなトラブル、これまでありました。そういうふうなことのないようというふうなことは常に申し伝えて順調な稼働になってきているというふうな思いをいたしております。できるだけこれを順調にするようにと、順調な稼働に持っていくようにということで、先ほど提案理由の中でもお話をいたした次第でございますので、決して人の金というふうな、こういうふうな感覚で私たち行政は進めているわけではございません。その部分においては、慎重に私は精査して予算を執行しなさいというふうなことは常々行政全般にわたってお話をさせていただいているということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず、23ページの消防費の高機能指令センター設置工事は、これはどこに設置するのかということが1点目です。

2点目ですが、25ページの大湊消防庁舎建設基本構想業務委託料が計上されております。これ大湊消防庁舎、大体規模はどのくらいの規模か、あと敷地はどの程度なのか。もしわかるならば、場所もどういふところを検討しているのかを教えてください。

最後ですが、ちょっと一般質問でもやりましたが、40ページの債務負担行為、これどうしてもこういう一般廃棄物処理委託料、合わせれば24年度から34年度まで113億円、こんな巨大な金額をわざわざこういうふう

に設置する必要があるのかどうか、その理由をちょっとお聞きしたいなど。できれば、こういうのを設置しないほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、お願いします。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（吉田市夫） まず、消防指令台の設置場所でございますけれども、消防本部庁舎のむつ署の司令室に設置いたします。

次に、大湊消防署の規模、敷地、場所等については今3カ所ほどの候補地がございますけれども、選定についてはまだどこというところでは決まっておりません。規模につきましては、大湊消防署ほどでもない縮小した規模の建物になるのではないかと考えております。

○議長（半田義秋） 企画財政課長。

○企画財政課長（赤田貴生） お答えいたします。

債務負担行為では、最初の1回目の限度額といたしまして132億6,900万余り、それから2本目といたしまして平成19年度からということで68億9,000万余りという限度額で債務負担の設定をしております。

今の横垣議員のご質問は、債務負担のあり方ではなくて債務負担を設定する必要がないかどうかということでしょうか。実は、私が来る以前にもう既に2本とも組まれておりまして、契約といたしましては毎年度交渉をしながら単年度、単年度で委託契約を締結している状況であります。毎年契約しているものですから、もう既に組んであるこの2本がちょっと要らないというふうなことも申し上げにくいのですが、毎年度、単年度で契約してやる分につきましては、債務負担行為は必ずしも必要ではないのかなとは理解しておりました。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） わざわざ計上、そういうふう

にしなくてもやれるというふうな答弁もありましたので、やはりこういうのを予算化で組んでしまうと、向こうのほうも計上しているからという立場で何か話ししてくるのかなというふうな気がするので、できるならばこういうのは計上しないでゼロから交渉するという形で進めてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ないようですので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 報告第1号及び報告第2号

○議長（半田義秋） 次は、報告第1号から第2号までの専決処分した事項の報告については、文書のとおりであります。

#### 報告第3号

○議長（半田義秋） 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これは、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

本報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

#### 報告第4号

○議長（半田義秋） 次は、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これは、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本報告を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

#### 閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時31分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 東 健 而

下北地域広域行政事務組合議会議員 相 内 祥 一

下北地域広域行政事務組合議会第96回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3月21日	水	本 会 議	開 会 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 広域行政報告 第 4 平成24年度運営方針 第 5 議案一括上程、提案理由の説明 第 6 一般質問 第 7 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

## 議事経過一覧表

### 下北地域広域行政事務組合議会（第96回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 1号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
議案第 2号	下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
議案第 3号	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
議案第 4号	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
議案第 5号	児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	3月21日	原案可決
議案第 6号	はまゆり学園建設に要する経費に係る負担金の分賦について	3月21日	原案可決
議案第 7号	平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月21日	原案可決
議案第 8号	平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月21日	原案可決
報告第 1号	専決処分した事項の報告について	3月21日	報告
報告第 2号	専決処分した事項の報告について	3月21日	報告
報告第 3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて	3月21日	承認
報告第 4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて	3月21日	承認